

新しい USPTO ガイダンス、コンピュータ生成意匠を より柔軟に許容する

筆者：ジェシカ・エルカル (Jessica Erkal, Ph.D.)

2026年3月12日、米国特許商標庁（USPTO）は、利害関係者から寄せられた過去のガイダンスに対する「意匠出願を不必要に制限した」というフィードバックに応えたものとして、コンピュータにより生成されたインターフェイス及びアイコンに関連する意匠（デザイン特許）に関する新しい審査ガイダンスを公表しました¹。意見公募は2026年5月12日までとなります。今回の新しいガイダンスは実質的な規制制定ではありませんが、USPTOは、特許審判部（PTAB）を含めたUSPTOの全職員に、たとえ前のガイダンスに一致しない部分がある場合であってもこのガイダンスに従うよう指示しました。

以前に、35 USC § 171に基づいて製造品（すなわち、コンピュータ等の有形の物品）の新しいかつオリジナルの装飾用デザインを保護するために、USPTOは、権利範囲として請求されるデザインは特定の製造品に適用される又は具現化されることを要件としました。つまり、デザインや画像単独では、35 USC § 171に準拠した意匠とみなされませんでした。しかしながら、特に、投影、ホログラム、仮想現実（VR）及び拡張現実（AR）においては、「コンピュータにより生成されたインターフェイスは、従来のコンピュータの表示画面やモニター上の表示を遥かに超えて進歩しました」。これまでUSPTOが受理した利害関係者からの過去のガイドラインに対する意見では、以前の意匠実務は技術の持続した現代化に遅れを取ったと指摘されています。

そのような意見を検討した結果、USPTOは、「技術の進歩に照らし、デザイン保護の理解を広げるための取り組みとして」、今回の改定ガイダンスを発表しま

¹ <https://www.uspto.gov/subscription-center/2026/uspto-publishes-supplemental-guidance-examination-design-patent>

した。この新しいガイドラインは、出願日に関係なく全ての意匠出願に適用され、次の通り、いくつかの実務上の変更を含みます。

- (a) *意匠の保護対象の明確化*：今回の新しいガイダンスに一致した規則及び法定要件に準拠するコンピュータにより生成されたインターフェイス又はアイコンは、インターフェイス又はアイコンのデザインは一時的な又は実体のない画像もしくは三次元の映像を超えるものとみなされるため、35 USC § 171 に基づく意匠の保護対象となります。
- (b) *表示パネル要件の撤廃*：これまで、MPEP 1504.01(a)により、審査官は、ディスプレイパネルやその一部を実線又は破線で描かなかつた図面を拒絶するよう指示されました。今、発明の名称及びクレームにおいてコンピュータやコンピュータのディスプレイパネル等の製造品が適切に識別される限り、出願人はディスプレイパネルを描く必要はありません。例えば、コンピュータにより生成されたアイコンの周りにディスプレイパネルを破線で描くことは現在、任意です。
- (c) *クレーム及び発明の名称の文言の明確化*：デザインがディスプレイパネル、コンピュータ、又はコンピュータシステム「のため」のものであると示すクレームは現在、製造品を適切に識別するものとみなされます。
- (d) *新しいデザイン形式及び技術に基づく意匠適格性が認められるデザインの拡大*：従来のコンピュータディスプレイに表示されない、コンピュータにより生成されたインターフェイス及びアイコンのデザインも現在、意匠適格性が認められるものとみなされます。つまり、投影、ホログラム、VR 及び AR 等の追加の種類在意匠適格性を有するデザインが、それらのインターフェイス又はアイコンがそのようなデザインを生成するコンピュータから切り離された場合であっても、意匠の保護対象となります。

更に、USPTO は、これらの新しいガイドラインによって現在、意匠の保護対象となる、より広い範囲のデザインを説明するために、様々な準拠した例と準拠していない例を提供しています。総じて、今回の改定ガイダンスは、意匠出願において権利範囲として請求されるデザインの明確な明細書及び図面が提出されることの確保に重点を置きつつ、出願人が現代のデジタル技術のための意匠保護をより柔軟に求められることを可能にします。